平成２３年（フ）第１７３７号
京都市東山区東大路古門前下る松原町294番地　華頂マンション205号
債務者　すなっく井上こと　井上　みち
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４０号
京都府舞鶴市字平野屋124・125番地
債務者　志摩　貞子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第１３７８号
堺市東区引野町１―42―１―103、住民票上の住所兵庫県篠山市野中419番地24
債務者　和田　磨知
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４０４号
堺市中区土師町５丁21番２―403号
債務者　太田　郁也
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４５４号
堺市北区新金岡町３丁３番９―202号
債務者　藤江喜代子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４６６号
大阪府柏原市旭ヶ丘３丁目11番１―502号
債務者　嶋尾みゆき
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４９０号
大阪府河内長野市木戸１丁目15番３号
債務者　藤村喜久造
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５００号
堺市美原区北余部西１丁目１番４―702号
債務者　伊窪　和彦
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５０７号
堺市南区桃山台１丁３番16―304号
債務者　河内　廣雄
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５０８号
堺市南区桃山台１丁３番16―304号
債務者　河内美知代
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５１５号
堺市堺区田出井町６の１　大阪刑務所内、住民票上の住所京都市南区東九条東松ノ木町１番地　東松ノ木市営住宅１棟204号
債務者　冨原　勝英
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５２４号
大阪府松原市一津屋５丁目９番13号
債務者　山本　　正
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５４４号
堺市南区竹城台１丁２番10―105号
債務者　桔梗　珠江
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７１７号
神奈川県平塚市唐ケ原113番地の１　ベルウッド102号
債務者　内藤　　優
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５８９号
新潟市中央区女池８丁目14番１号　コーポ佐藤５号
債務者　築野　敏雄
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５９９号
新潟市中央区女池３丁目43番16号　緑荘
債務者　青柳とも子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１１号
新潟市南区上下諏訪木27番地
債務者　田村　富雄
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０５号
愛知県稲沢市奥田堀畑町21番地１　アルカディアー奥田南202
債務者　稲川　和代
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部